

記入例

第1号様式(第5条、11条関係)

せたがやそだち使用店(登録・変更)申請書

令和2年6月8日

世田谷区長 殿

申請者 〒154-0004

住所 世田谷区太子堂 2-16-7

名称及び せたがやそだち

代表者氏名 世田谷 太郎

「せたがやそだち」使用店登録制度実施要領第5条及び第11条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

- 1 せたがやそだち使用店 (※変更申請の場合は、変更前の店舗名称、所在地等をカッコ書きで記載すること。)

店舗名称	せたがやそだち	所在地	太子堂 2-16-7
HPアドレス	https://www.city.setagaya.lg.jp/	電話	03-3411-6658
営業時間	AM10:00~PM12:00	定休日	水曜日
備考欄			

- 2 せたがやそだち使用状況 (※変更申請で食材に変更のない場合は、原則記載不要)

【せたがやそだちを使用した代表的な食材】

No	使用食材	仕入先 (生産者・加工業者名等)	提供可能 期間
1	トマト	世田谷 花子	5月~8月
2	ナス	〃	6月~9月
3	じゃがいも	〃	通年

3 取組の概要 (※変更申請の場合は、原則記載不要)

せたがやそだちの使用におけるセールスポイント	安全・安心な「せたがやそだち」を使用しています！ サラダでも提供していますので、新鮮な野菜のおいしさをお楽しみいただけます。 ぜひ一度食べにきてください！
来店者への情報提供方法	メニュー表、店内POP
主な提供メニュー	サラダ、バーニャカウダ、マルゲリータ他

4 添付資料 (※変更申請の場合は、原則添付不要)

- ①店舗外観写真（看板など店舗名称がわかる写真を出来るだけ使用して下さい。）
- ②せたがやそだちを使用している料理や商品の写真

5 登録要件チェックリスト

No	チェック項目	チェック欄
1	食品衛生法等、関係法令を遵守している。	<input checked="" type="checkbox"/>
2	世田谷区内で収穫された農産物を概ね年間通して使用している。	<input checked="" type="checkbox"/>
3	使用している世田谷農産物の情報をメニュー又は見やすい場所に掲示し、来店者に農産物やその関連情報を説明できるようにする。	<input checked="" type="checkbox"/>
4	せたがやそだちを提供できない期間がある場合は、その旨を店頭、HP等で情報提供する。	<input checked="" type="checkbox"/>
5	今後も世田谷農産物を積極的に使用する意欲がある。	<input checked="" type="checkbox"/>
6	申請内容について、HPや広報等によりPRすることを承諾し、情報提供に協力する。	<input checked="" type="checkbox"/>
7	交付された登録証、表示看板等を店頭又は店内の見やすいところに掲示し、自らPRする。	<input checked="" type="checkbox"/>

6 担当者連絡先

氏名	世田谷 太郎	電話	03-3411-6658
E-mail	setagaya@co.jp	FAX	03-3411-6635